

三重県版経営向上計画Q & A

令和2年5月改正

Q 1 三重県版経営向上計画の認定申請の対象は？

三重県版経営向上計画の認定申請の対象については、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する方です。また、経営革新計画の申請対象者及び収益事業を行う特定非営利活動法人（認定非営利活動法人を除く）についても認定申請の対象としています。ただし、1年以上事業実績がない場合は、ステップ3の認定申請を行うことができません。

Q 2 三重県版経営向上計画は、ステップ1から申請し、認定を受けていかなければならないのか。

三重県版経営向上計画は、多様な中小企業・小規模企業がその発展段階に応じた計画を立てていただくために、3段階の申請ができるようになっています。従いまして、当該企業の発展段階に応じて、どの段階から申請いただいても結構です。

Q 3 三重県版経営向上計画と経営革新計画を同時に申請してよいのか。

三重県版経営向上計画は、当該企業の経営全体を向上させていく計画を認定するのに対し、経営革新計画は、新規性のある新事業展開を承認するものです。経営革新計画の内容を含んで当該企業全体の経営の向上を考え、三重県版経営向上計画を作成する場合も当然あると考えられますので、三重県版経営向上計画と経営革新計画を同時に申請することは可とします。

ただし、三重県版経営向上計画の申請書に、経営革新計画にも取り組んでいる旨やその内容、状況等について、必ず記載しておいてください。

Q 4 三重県版経営向上計画は、何度でも申請できるのか。

認定計画が終了した後、新たな計画を作成してさらなる経営の向上を図っていくことは当然ありますので、何度でも申請していただくことは可能です。

ただし、認定計画を実行中で、その計画に新たな取組を加える場合には、新規の申請ではなく、計画の変更認定を申請してください。

Q 5 三重県版経営向上計画において、他企業と共同して行う内容については、申請はどのようにしたらよいのか。

複数企業で共同申請していただくことも可能です。その場合、申請書様式のうち、

第1号様式（申請書カガミ）については、代表となる申請者を筆頭として参加企業全ての連名で記載してください。様式第1号、様式第3号、様式第4号、別紙1及び別紙2については、参加企業ごとに作成してください。様式第2号については、それぞれの役割を明記いただいた上で、まとめて作成いただいても結構です。

なお、共同申請していただいた場合、認定書は1通で、代表となる申請者に送付することとなりますので、ご了承ください。

Q6 三重県版経営向上計画の申請を行うにあたって、納税証明書の提出が必要であるのか。

県単制度であり、県の他の制度に倣って納税証明書の提出をお願いしてきましたが、経営革新計画申請時には提出いただけていないことから、経営革新計画と揃え、平成26年10月1日以降の申請分については、納税証明書の提出を不要とします。

なお、県単融資等の支援策を受けていただく際に必要となる場合がありますので、ご了承ください。

また、今後の状況により納税証明書の提出をお願いする場合があります。

Q7 三重県版経営向上計画の支援策である専門家派遣を受けられるのは、どのような企業であるのか。

三重県版経営向上計画のステップ2又はステップ3の認定を受けた小規模企業（商業・サービス業：概ね常時使用する従業員の数が5人以下、製造業・その他の業種：概ね常時使用する従業員の数が20人以下）が対象です。